令和　　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　所

商号又は名称

代表者職氏名

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。なお、別紙の記載内容については、事実と相違ありません。

件名：金沢区民文化センター（仮称）新築工事に伴う設計業務委託

連絡担当者

所　属

氏　名

電　話

電子メール

件名：金沢区民文化センター（仮称）新築工事に伴う設計業務委託

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提 案 資 格 | | | 資 格 確 認 欄 |
| (1)　横浜市一般競争入札有資格者名簿の登録または一級建築士事務所登録  参加意向申出書の提出時に、横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）の「営業種目」における「901：建築設計（監理含む）」に登録されていること。または、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所の登録があり、確認できる書類が提出できること。 | | | |
|  | ア　横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）の「営業種目」における「901：建築設計（監理含む）」に登録されている者は登録業者コードを記入してください。  （イに該当する者は、記入の必要はありません） | |  |
| イ　横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等）に登録されていない者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に定める一級建築士事務所登録の登録番号を記入してください。また、一級建築士事務所登録が確認できる書類（建築士事務所登録通知書　等）を提出してください。  （アに該当する者は、記入及び書類提出の必要はありません） | |  |
| (2)　設計業務実績  次の各条件を満たす、建築物の設計業務を行った実績（ア及びイについては、同一条件を満たせば、ひとつの建物でも別の建物でも可とします。）があり、設計業務実績が確認できる書類（確認申請書あるいは計画通知書の二面、三面、四面および、検査済証 等）が提出できること。該当する場合は「〇」を記入してください。 | | | |
|  | ア　平成25年４月１日から令和５年３月31日までの間にしゅん工した、一棟で延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の新築又は増築（既存部分の床面積を除く。）工事であること | |  |
| イ　平成25年４月１日から令和５年３月31日までの間にしゅん工した、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の工事であること（規模は問わない） | |  |
| (3)　技術者配置  次の条件を全て満たす、管理技術者を配置し、管理技術者の資格等が確認できる書類（原本の写し）が提出できること。イに該当する場合は「〇」を記入してください。 | | | |
|  | ア　一級建築士免許取得を有する者  書類：一級建築士免許証明書  あるいは一級建築士免許証 | 管理技術者氏名 |  |
| 免許登録番号 |  |
| 免許取得年月日 | 年　　月　　日 |
| イ　提案者の組織に所属していること  書類：代表者でない場合は、提案者の組織に所属していることが  わかる保険証等 | |  |
| (4)その他  次の条件を全て満たすこと。該当する場合は「〇」を記入してください。 | | | |
|  | ア　参加意向申出書の提出期限から受託者候補者等の特定の日までの期間中に、「横浜市指名停止等措置要綱」の規定による停止措置を受けていないこと | |  |
| イ　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当していないこと | |  |
| ウ　成年被後見人、被補佐人、被補助人及び未成年でないこと | |  |
| エ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない、及びその開始決定がされていないこと | |  |
| オ　銀行取引停止処分を受けていないこと | |  |
| カ　会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされていないこと（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めた者を除く） | |  |